

# 未来に向かって羽ばたく 子どもたちのために

## ～学校教育への提言～

平成30年10月19日

焼津市議会総務文教常任委員会

委員長 深田 百合子

副委員長 松島 和久

委員 川島 要

小柳津 健二郎

石田 善秋

太田 浩三郎

## I. はじめに

焼津市の将来を担う子供たちの教育は市として、非常に重要な課題である。当市において、学習指導要領及び静岡県教育振興基本計画等を踏まえながら、平成30年度は、「特色ある学校づくり」、「学ぶ意欲が育つ授業」、「心身の教育の充実」、「子どもに寄り添う生徒指導・特別支援教育」、「家庭・地域社会との連携「共育」」の5点を具体的取組の柱として、様々な事業を展開しているとのことであるが、焼津市議会総務文教常任委員会は、当市の学校教育について、より一層の充実のため、調査研究を行った。

様々な観点から調査を行ったところであるが、特に、少子高齢化の進行、グローバル化の進展、及び、子どもたちを取り巻く「食」の重要性の対応を当市における課題と設定し、「小中一貫制度（小中教員の交流）」、「ICTの活用（英語教育の充実）」、「学校給食センターの改善等及び建て替え」の3項目について、提言を行うものである。

### **小中一貫制度（小中教員の交流）**

- ・急激な少子化に対応した、小中学校のあり方
- ・学校段階間を円滑に移行するため、小中学校の連携の強化

### **ICTの活用（英語教育の充実）**

- ・世界的なグローバル化への対応
- ・高度情報化社会への対応

### **学校給食センターの改善等及び建替**

- ・衛生管理の対応
- ・災害時の対策、リスクの分散
- ・適切な人材の確保

## Ⅱ. 提 言

### 1. 小中一貫制度（小中教員の交流）

#### <現状>

全国的に少子高齢化が進んでいる現在、本市においても、15歳から64歳までの生産年齢人口は減少しており、0歳から14歳までの年少人口も、年齢が下がるとともに少なくなる状態である。少子化は地域コミュニティへも影響を及ぼし、少ない児童生徒数の学校と大規模校といわれる学校が発生している。

このような状況のなか、文部科学省は、小中一貫教育への取組に加え、平成28年4月にこれまでの小学校、中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校を学校教育法に位置付けた。

また、その他の取組としては、教職員の相互交流、公開授業などにより、指導の方法や子どもに関わるさまざまな情報の共有化を図るなどして、小中間の連携が推進されている。

#### <課題>

全国的には、小中一貫教育への取り組みが行われている。小中一貫教育には、子どもたちの心身の発達の早期化や小学校から中学校への進学に伴う環境の大きな変化にともなう心的負担（中1ギャップ）への対応、児童生徒の情報を小学校部の教員から中学校部の教員へ情報提供することによる、問題のある児童生徒への適切な対応等が可能となる。また、2020年度実施の新学習指導要領により小学校における英語が正式な教科となるが、現在の小学校教員の多くは教職課程で英語の指導法を学んでおらず、英語の指導力の向上が必要となる。しかし、中学校部の英語教員が小学校部の英語教育を受け持つことにより、小学校における英語の教科化にもスムーズな対応が可能となるが、一方では、教員小中一貫教育への取り組みにより、子どもたちの中の固定的な人間関係などが、9年間そのまま続いてしまう可能性がある。また、小中の教員間での打ち合わせ時間の確保、小中合同の研修時間の確保、教職員の負担感・多忙感の解消が必要となる。さらに小学校教員の半数近くが中学校教員の免許を持っていない、また、その逆もあり、小中間での教員相互での交流による小中一貫の教科指導は困難が伴う。

#### <提言>

- (1) 当市では極めて小さい小規模校がないため、当面は、現在実施している小中連携教育を拡充・拡大していくこと。

- (2) 新学習指導要領の対応を視野に入れて、地域性や児童生徒の実態を踏まえた、幼小中一貫の児童生徒指導情報に基づいた学校生活の指導体制の確立等を行っていくこと。
- (3) 学校規模の中長期的な見通しの中で、中学校区を一つの単位とし、小学校との連携を図り、将来的な学区の改正及び学校の統廃合を伴う小中一貫教育について検討していくこと。
- (4) 小・中学校両方の教員免許を持つ教員の育成・確保に向けての方策を検討していくこと

## 2. ICTの活用（英語教育の充実）

### <現状>

平成30年7月12日に、文部科学省から各都道府県の教育長あてに、「第3期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進について」の通達があった。通達内容は、各教育委員会においては、新学習指導要領において求められる学習活動を全ての学校において実現できるよう、各教科等の指導におけるICTを活用した学習場면을念頭に置き、学校のICT環境の整備や教員のICT活用指導力の向上に万全を期して頂く事をお願いする、とあった。新学習指導要領の全面実施を平成32年に控え、このままの状況では、児童生徒の学習に支障をきたす恐れも懸念される。文科省の「学校のICT環境整備の現状についての調査」によれば、教育用コンピューターの1台当たりの児童生徒数は、静岡県は全国平均を下回り、焼津市はその静岡県よりも低い値となっている。また、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、学校の「ICT環境の整備状況については、大多数の学校において目標とする水準に達しておらず、かつ、地方自治体間で大きな格差があるということが解った。

### <課題>

現状に基づく課題について、文科省は、学校のICT環境整備の見える化を図るため毎年、調査を行う事としており、結果について、各都道府県別・市町村別に公表する事としている。これらを参考にしながら 文科省の、新学習指導要領実施を見据え、学校において最低限必要とされ、且つ優先的に整備すべきICT環境整備について、焼津市の現状の分析を十分に行い、環境整備方針をまとめる事であると考える。

## <提言>

必要な経費については、方針を踏まえた「共育のICT化に向けた環境整備5カ年計画」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられることになっている。国の方針による後押しもあり、連携を取りながら、以下の事業を中心に進めるべきであると考えらる。10年・20年後、人口減少・少子高齢化社会に歯止めをかけ、経済活性化とグローバル化できた成功事例となるよう「子育てをするなら・仕事をするなら、焼津市。住みたいまち・住み続けたいまち、焼津市」となることを期待する。

### (1) 学校や公共施設への通信環境等インフラ整備

ICT機器は文房具及び教材として認識し普及促進を図る。

### (2) ICT指導者の配備と育成

ICT化の推進には、専門的な知識を要する人材が不可欠である。

### (3) 指導者向けや初心者向け・事業所向けなど無料セミナーの開催

家庭や事業所で親世代への共通認識が必要である。このため、セミナー等を開催する。

「(参考1) 政府の成長戦略における、教育の情報化に関するKPI」

- ・無線LANの普通教室への普及を2020年度までに100%とする2016年度33.2%
- ・学習用コンピューターを2020年度までに3クラスに1クラス分程度整備2016年度5.9人に1台
- ・授業中にITを活用して指導ができる教員の割合を2020年度までに100%  
2016年度75%など。

「(参考2) 新学習指導要領におけるICT環境整備のポイント」

- ・小学校においてプログラミング教育を必修化するなど、情報活用能力を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付ける。
- ・学校においてICT環境を整えそれを適切に活用した学習活動の充実等が明記された。

## 3. 学校給食

### <現状>

本市の学校給食は、焼津市学校給食センターにおいて、市内の小中学校全22校約1万2,000食分の給食を調理し、専用トラックで各学校に配送している。給食費は小学生月

額4,200円、中学生月額4,900円。調理能力は2万2,000食、1場2棟方式、1日4献立、衛生環境はフルドライシステムである。同センターは、昭和59年に9つの共同または単独の調理場方式から、1調理場の大規模センター方式に変更し建て替え、34年が経過している。

### (1) 学校給食の歴史

学校給食は明治22年山形県鶴岡町の小学校で貧困家庭を対象に無料で学校給食が始まり、昭和29年に学校給食法が制定された。そして子どもたちの心身の健全な発達のために時代に沿って改正されていった。

焼津市では昭和23年和田小でミルク・副食の給食が開始され、昭和36年大井川南小の完全給食開始を経て各小中学校に完全給食が拡大され。そして共同調理場の設置を経て、昭和59年1調理場のセンター方式が稼働し現在に至る。

### (2) 職員体制

#### ①学校給食センター

栄養教諭（正規2名）

栄養士（臨時2名）

調理員（正規9人、※臨時67人）

事務職員（正規3人、臨時1人）

※臨時67人＝フルタイム9人＋1日勤務20人＋交替勤務18人＋午前勤務20人

#### ②各小学校

配膳員（臨時32人・小学校のみ）

#### ③給食配送車の状況

##### ア 委託業者

日本通運（株）焼津支店、委託費：3,165万円余

台数：6台、配送車：6台、1台3往復

配送時間：配送は午前10時過ぎから12時前まで、回収は午後1時過ぎ過ぎから3時頃まで。

##### イ 配送予定時間

10時15分センター出発→10時30前後小学校着→10時45～11時センター出発→11時00～10分小学校着→11時20～25分出発→11時30～45分中学校着→11時45～55分中学校着

### (3) 各学校の給食室（配膳室）

空調は大井川南小学校のみあり、他の小中学校にはなし。

牛乳保管用の冷蔵庫あり。

## <課題>

### (1) 施設等の老朽化

#### ①設備

- ア 空調は温度・湿度の管理が必要だが、空調は古く全体的に設置されているので修繕ができない。スポットクーラーは温度・湿度の管理が難しい。
- イ 電気は取り換えが難しい。別にスポットライトを使用。
- ウ 外排水処理施設の老朽化（漏電の危険性があり当該年度で調査）。
- エ 1階（研修室・プラットホーム）、2階（休憩室）ともに雨漏りがある。
- オ ボイラーは交換しているが配管は全部改修していないので老朽化している。
- カ 手洗いは「温水で」となっているが、水しかでない。

#### ②施設の区分

汚染作業区域と非汚染作業区域が区切られていない。

- ア 下処理室や食品の保管室（汚染作業区域）と調理室（非汚染作業区域）がドアで人が行き来できる状態であり、壁を設置し穴で食材を通す必要がある。
- イ 調理室（非汚染作業区域）と返却された食器・洗浄室（汚染作業区域）が行き来できる状態である。

※添付資料1参照

#### ③喫食時間

2時間以内までの保管時間（配送＋配膳室）が長い。また夏場でも配送車は保冷庫用車でなく、配膳室への空調設備は1校のみである。

※添付資料2参照

#### ④配送

給食の配送に要する時間。

5分：1校、10分：4校、15分：7校、20分：6校、25分：1校、  
30分：2校、35分：1校

※配送車は、空調無し。給食を20分以上入れておいて良いのか、猛暑時など、食中毒が心配される。

#### ⑤配膳室

配膳室は空調無し。給食が入ったコンテナは、夏場は30度～35度に温度が上がる配膳室に保管される。その保管時間を見ると、小学校：10分～40分9校、41分～1時間4校。中学校：35分～55分9校である。

学校の配膳室で冷暖房が完備されているのは、大井川南小学校のみ。他の学校では、夏は高温、冬は低温の環境で放置されている。学校の配膳室は網戸が無いところも多く、夏場は湿度調整のため窓を開けるため虫や、グラウンドの砂が入ってくることもあり、決して衛生的とは言えない。

#### ⑥センターを出発して喫食までの保管時間

同センターでは、献立により暖かい料理と冷たい料理をできるだけ別々のコンテナで配送するよう努力しているが、配送車が保冷庫用車などではないため、特に夏場は車の庫内温度が高くなる。平成30年7月20日の車の庫内の温度は36～38度である。（同

センター測定記録より)

早い配送では、9時台前半に同センターを出る。一番早い和え物など、揚げ焼き蒸し物は9時前にはバットに入っているため喫食まで2時間を超えている。学校給食衛生管理基準において、調理後、2時間を経過すると細菌の繁殖が活発になるため、2時間以内に喫食することとなっている。(学校給食における食中毒防止Q&A:独立行政法人日本スポーツ振興センターより)

センターを出発してから喫食まで、1時間55分も保管する学校もあり、小学校は10校が1時間40～55分も保管していることとなる。衛生管理上好ましい状態とは言えない。また、午前中5時間授業により給食時間が12時30分から開始となる小学校が3校あり、喫食まで2時間を過ぎていないかを懸念する。

さらに学校からは、年度始めや年度末、学期末や学校行事の関係で給食を早く欲しいと希望されることが多くある。この場合、配送の順序(小学校が先)や車の都合を調整するため、料理の仕上げがさらに早くなることになる。さらに、配送順序の関係で先に配送する学校は、より早い配送時間となってしまい、学校での喫食時間までの放置時間がさらに長くなってしまふ課題も抱えている。

<配送+配膳室の保管時間>

○小学校12時から給食時間(3校は12時30分から)

A校1時間45分、B校1時間50分、C校1時間40分、D校1時間55分  
E校1時間45分、F校1時間45分、G校1時間40分、H校1時間40分  
I校1時間40分、J校1時間15分、K校1時間、L校1時間  
M校1時間40分

○中学校12時30分から給食時間

N校1時間、O校1時間5分、P校1時間10分、Q校55分、  
R校1時間10分、S校1時間5分、T校1時間、U校1時間10分、  
V校1時間10分

#### ⑦過重労働となっている栄養教諭

本市は栄養教諭の活用について定数3人に対し、栄養教諭2人、栄養士臨時2人で対応。食に関する指導の必要性和学校からの要望が増えているため、事前の打ち合わせ、指導教材作成なども時間が掛かる。栄養管理、献立作成、栄養計算、発注、献立表作成、放送作成、調理室内の帳票作成などがあり多忙となっている。その上、物資の入れ替えなども栄養教諭の仕事となっているため、荷受けをぎりぎりまでやって指導のために学校へ向かう状態である。

また、給食物資の納品時の検収(数・品質・品温・賞味期限・容器入れ替え)を栄養教諭が中心となって行うため、学校での授業が重なる時には、少ない人数での作業となり身体への負担が大きい。さらに離れた場所に入れ替えているため、調理室での味の確認や衛生指導が物理的にできないことが多い。

検収作業は南北両棟とも、栄養教諭2人、調理職員1人の3人体制。3人2献立約6,000人分の食材(野菜は除く)を貰い、入れ替えて、冷蔵庫、冷凍庫、食品庫に入れている。なお、野菜の検収は、当日納品当日使用。朝、調理職員が当番制で検収、容



器の入れ替えを行なっている。

#### ⑧災害への対応

政府の地震調査委員会は、2018年2月10日、今後30年以内の南海トラフ地震の発生確率を「70%から最大80%」に引き上げた。焼津市は、駿河湾に臨む15.5kmの海岸線を有し、津波浸水地域も広範にあることから、巨大地震に対する津波対策や施設整備による減災対策を進め、「焼津市津波防災地域づくり推進計画」、「焼津市地震・津波対策アクションプログラム2014」に取り組み、市民の生命・生活を守り、地域経済の事業も視野に入れた地震・津波対策事業を展開している。しかし、現在の老朽化した学校給食センターの建て替え時期は延ばされている。いざ南海トラフ地震が起こった際、施設及び設備は耐えられるのだろうか。地震後の子どもたちの学校給食再開、また地域避難所への支援は難しいことが予想される。

### <提言>

#### (1) 学校給食衛生管理基準に対応するよう設備等改修を早急におこなうこと

現在の施設（1施設2棟方式）及び施設は老朽化しているため、学校給食法及び同法に基づく学校給食衛生管理基準について対応できていない。よって 空調・電気・配管・雨漏りなど設備の改修と、汚染作業区域と非汚染作業区域 を明確に区分するための改修を早急に行うこと。

#### (2) 食中毒を防ぐため夏場の配送車は保冷庫用車に改善し台数を増やすこと

調理後2時間以内の喫食を遵守し、食中毒を防ぐためにするため、各学校への配車を保冷庫用車へ改善及び配送車の台数を増やすこと。(配送車の数が増えれば、学校への複数回行く回数が減るため、調理の仕上げ時間が後ろに持って行けて、作業に余裕が出てくる。)

#### (3) 各学校の配膳室に空調を完備すること

応急処置として急ぎ網戸の設置をすること。

#### (4) 栄養教諭の過重労働を改善させること

栄養教諭と食品検収の職員を増員し、体制を充実させること。藤枝市では2017年度から検収専任のパート職員を午前中雇用している。

#### (5) 老朽化に伴う学校給食センター建て替えは3か所へ分散し整備すること

学校給食センターは34年が経過し、施設及び設備の老朽化が激しい。また学校給食法の改正に伴う学校給食実施基準や学校給食衛生管理基準、栄養教諭の役割などを十分果たすため、建て替えに際し各学校に栄養教諭を配置した自校方式に戻すことが望ましい。しかし各学校に調理場のスペースがない現状では難しいのが実態で

ある。しかも、焼津市は海岸線を抱え、南海トラフ巨大地震の減災に努める必要がある。よって、できるだけリスクを分散し、減災対策にも備えるため、市内3か所に建設整備することが求められる。

- ①新しく建設する調理場の場所は、北部（東益津地区）・中部（焼津地区）南部（大井川地区）の3か所の共同調理場とし建設すること
- ②食物アレルギーの対応を図ること
- ③飯缶方式を充実するため、自動炊飯システムを導入又は予想される南海トラフ巨大地震の津波や震災、減災に対応できるようにするため、同敷地内に防災倉庫を整備し、水や災害対応の物資、機材を配置すること
- ④残菜の再利用・再資源化（生ごみ処理機）
- ⑤新しい共同調理場は、市が責任もって安心・安全な調理とするため、直営方式を継続すること
- ⑥給食費の無償化、J Aとの連携で地産地消に取り組むこと

### 【参考資料】

学校給食法（改正：平成20年6月18日、施行：平成21年4月1日）及び同法に基づく学校給食衛生管理基準（公布：平成21年3月31日、施行：平成21年4月1日）が施行  
学校給食法：一部改正された主な概要

第1条（目的） 「食育の推進を図る」を位置づける。

第3条（学校給食の目標） 食育の観点から7つ（適切な栄養摂取による健康の保持増進、食事について正しい理解・判断力・望ましい食習慣を養うなど）新しい学校給食の目標が定められる。

第8条 「学校給食実施基準」学校給食の安全を脅かす食品問題から、食品選定の基準が設けられる。

第9条 「学校給食衛生管理基準」これまでの「局長通知」から法律に位置づけられる。

第10条 「栄養教諭の役割」食に関する指導の大切さから位置づけられる。

同法第9条1項による「学校給食衛生管理基準」の概要

第1 総則 教育委員会等は自らの責任において、必要に応じ保健所の協力・助言及び援助を受けつつ、HACCP（コーデックス委員会：国連食糧農業機関／世界保健機関合同食品規格委員会）総会において採択された「危害分析・重要管理点方式とその適用に関するガイドライン」に規定されたHACCPの考えに基づき、学校給食調理場並びに共同調理場の受配校の施設及び設備、食品の取り扱い、調理作業、衛生管理体制等について実態把握に努め、衛生管理上の問題がある場合には、学校医又は学校薬剤師の協力を得て速やかに改善を図ること。

第2 学校給食施設及び設備の整備及び管理に係る衛生基準（学校給食施設、学校給食設備、学校給食施設及び設備の衛生管理等）。

第3 調理の過程等における衛生管理に係る衛生管理基準（献立作成、学校給食用食

品の購入、食品の検収・保管等、調理過程、配送及び配食、検食及び保存食等)

第4 衛生管理体制に係る衛生管理基準（衛生管理体制、学校給食従事者の衛生管理、学校給食従事者の健康管理、食中毒の集団発生の際の措置等）

第5 日常及び臨時の衛生検査

第6 雑則（記録等）

栄養教諭及び学校栄養職員定数

共同調理場1,500人以下×1、1,501人～6,000人×2、6,001人以上×3

### Ⅲ. おわりに

本提言書において、3つの項目について提言したところである。各項目については、比較的早期に実施することが可能な提言や将来を見据えて継続的に検討すべき提言、また費用的などの問題等により、実現には多くの課題がある提言があることは承知している。しかし、市当局として、総務文教常任委員会からの提言について、真摯に受け止め、前向きに検討していくことを希望する。

なお、近年の猛暑により、熱中症になる児童・生徒等が相次ぎ、社会問題となっている状況において、焼津市議会として、市長に対し早期にエアコンを整備するよう申し入れをしたところであるが、市長においては、学校現場からの対策を求める声等も考慮し、2019年の夏までに全教室にエアコンを整備する方針を県内においていち早く決定したことは、高く評価するものである。

## 学校給食施設の区分

| 区 分                        |             |  | 内 容   |
|----------------------------|-------------|--|---|
| 学<br>校<br>給<br>食<br>施<br>設 | 調<br>理<br>場 | 汚染作業区域   | 検 収 室—原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を行う場所<br><br>食品の保管室—食品の保管場所<br><br>下 処 理 室—食品の選別、剥皮、洗浄等を行う場所<br><br>返却された食器・食缶等の搬入場<br>-----<br>洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒前）                      |
|                            |             | 非汚染作業区域  | 調 理 室<br><br>—食品の切裁等を行う場所<br><br>—煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所<br><br>—加熱調理した食品の冷却等を行う場所<br><br>—食品を食缶に配食する場所<br><br>配膳室<br><br>食品・食缶の搬出場<br>-----<br>洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒後） |
|                            | そ の 他       | 更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等<br><br>事務室等（学校給食調理員が通常、出入りしない区域） |   |

平成30年度 学校給食配送・回収予定時間

焼津市学校給食センター

【 配 送 】

|     |                     |   |                       |   |                     |   |                       |   |                       |   |                      |   |                     |
|-----|---------------------|---|-----------------------|---|---------------------|---|-----------------------|---|-----------------------|---|----------------------|---|---------------------|
| 1号車 | センター<br>出発<br>10:15 | ⇒ | 東益津小<br>学校着<br>10:35  | ⇒ | センター<br>出発<br>11:00 | ⇒ | 和田小<br>学校着<br>11:10   | ⇒ | センター<br>出発<br>11:25   | ⇒ | 大井川中<br>学校着<br>11:40 |   |                     |
| 2号車 | センター<br>出発<br>10:10 | ⇒ | 焼津西小<br>学校着<br>10:30  | ⇒ | センター<br>出発<br>10:50 | ⇒ | 黒石小<br>学校着<br>11:00   | ⇒ | センター<br>出発<br>11:25   | ⇒ | 和田中<br>学校着<br>11:35  | ⇒ | 港 中<br>学校着<br>11:45 |
| 3号車 | センター<br>出発<br>10:20 | ⇒ | 大井川南小<br>学校着<br>10:35 | ⇒ | センター<br>出発<br>10:50 | ⇒ | 大井川西小<br>学校着<br>11:05 | ⇒ | 大井川東小<br>学校着<br>11:20 | ⇒ | センター<br>出発<br>11:30  | ⇒ | 小川中<br>学校着<br>11:45 |
| 4号車 | センター<br>出発<br>10:05 | ⇒ | 焼津南小<br>学校着<br>10:25  | ⇒ | センター<br>出発<br>10:45 | ⇒ | 港 小<br>学校着<br>11:05   | ⇒ | センター<br>出発<br>11:20   | ⇒ | 焼津中<br>学校着<br>11:35  | ⇒ | 大村中<br>学校着<br>11:50 |
| 5号車 | センター<br>出発<br>10:15 | ⇒ | 焼津東小<br>学校着<br>10:35  | ⇒ | センター<br>出発<br>11:00 | ⇒ | 小川小<br>学校着<br>11:15   | ⇒ | センター<br>出発<br>11:35   | ⇒ | 大富中<br>学校着<br>11:40  |   |                     |
| 6号車 | センター<br>出発<br>10:15 | ⇒ | 豊田小<br>学校着<br>10:35   | ⇒ | センター<br>出発<br>11:00 | ⇒ | 大富小<br>学校着<br>11:10   | ⇒ | センター<br>出発<br>11:20   | ⇒ | 東益津中<br>学校着<br>11:45 | ⇒ | 豊田中<br>学校着<br>11:55 |

平成30年度 学校給食配送・回収予定時間

焼津市学校給食センター

【回収】

|     |                      |   |                      |   |                       |   |                       |   |                       |   |                      |   |                     |
|-----|----------------------|---|----------------------|---|-----------------------|---|-----------------------|---|-----------------------|---|----------------------|---|---------------------|
| 1号車 | 大井川中<br>学校着<br>13:25 | ⇒ | センター<br>到着<br>13:40  | ⇒ | 黒石小<br>学校着<br>13:50   | ⇒ | センター<br>到着<br>14:05   | ⇒ | 大井川南小<br>学校着<br>14:20 | ⇒ | センター<br>到着<br>14:35  |   |                     |
| 2号車 | 豊田中<br>学校着<br>13:20  | ⇒ | センター<br>到着<br>13:35  | ⇒ | 大井川西小<br>学校着<br>13:50 | ⇒ | 大井川東小<br>学校着<br>14:05 | ⇒ | センター<br>到着<br>14:30   | ⇒ | 小川小<br>学校着<br>14:50  | ⇒ | センター<br>到着<br>15:05 |
| 3号車 | 港中<br>学校着<br>13:15   | ⇒ | 和田中<br>学校着<br>13:30  | ⇒ | センター<br>到着<br>13:40   | ⇒ | 和田小<br>学校着<br>13:55   | ⇒ | センター<br>到着<br>14:05   | ⇒ | 焼津東小<br>学校着<br>14:25 | ⇒ | センター<br>到着<br>14:45 |
| 4号車 | 東益津中<br>学校着<br>13:30 | ⇒ | 東益津小<br>学校着<br>13:40 | ⇒ | センター<br>到着<br>14:00   | ⇒ | 焼津西小<br>学校着<br>14:20  | ⇒ | センター<br>到着<br>14:40   |   |                      |   |                     |
| 5号車 | 大富中<br>学校着<br>13:15  | ⇒ | センター<br>到着<br>13:30  | ⇒ | 港小<br>学校着<br>13:45    | ⇒ | センター<br>到着<br>14:00   | ⇒ | 焼津南小<br>学校着<br>14:15  | ⇒ | 小川中<br>学校着<br>14:25  | ⇒ | センター<br>到着<br>14:40 |
| 6号車 | 大村中<br>学校着<br>13:20  | ⇒ | 焼津中<br>学校着<br>13:30  | ⇒ | センター<br>到着<br>13:45   | ⇒ | 大富小<br>学校着<br>13:55   | ⇒ | センター<br>到着<br>14:05   | ⇒ | 豊田小<br>学校着<br>14:25  | ⇒ | センター<br>到着<br>14:45 |